

肥料価格高騰対策のごあんない

～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。



支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料(令和4年の秋肥と令和5年の春肥として使用する肥料)が対象です。
1年間に使用する肥料が対象であり、使用する時期が重なる肥料については支援対象となりません。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その**7割**を支援金として交付します。

支援金 =

$$\left[\text{当年の肥料費} - \left(\text{当年の肥料費} \div \left[\begin{array}{l} \text{価格上昇率} \\ \left(\begin{array}{l} \text{統計データ} \\ \text{を基に決定} \\ 1.4 \end{array} \right) \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{l} \text{使用量低減率} \\ (0.9) \end{array} \right] \right) \right] \times 0.7 \times 0.1$$

「昨年秋肥」、「本年春肥」及び「通年」のいずれも同じ

国事業

県事業

申請に必要なもの

次の2つがあれば申請できます。

- 1 令和4年秋肥(令和4年6月～10月に注文)、令和5年春肥(令和4年11月～令和5年5月に注文)の購入価格がわかるもの(注文票など)

〔令和4年秋肥と令和5年春肥は、それぞれをまとめて、別々に申請してください。注文票のほか、領収書または請求書が必要です。〕

- 2 化学肥料低減に向けた取組に**2つ以上**取り組むこと
(次のページのチェックシートで申告していただきます。)

次のページを参照

申請方法

農業者グループで申請してください。申請先や申請期限は、都道府県・市町村、またはお近くの農協、肥料販売店にお問い合わせください。

〔5戸以上のグループで申請してください。農協や肥料販売店などでまとめてグループ申請していただくことを想定しています。〕

農業者の皆様に記入いただくもの

化学肥料低減計画書

作付概要

作物名	作付面積 (ha)
〇〇〇	
〇〇〇	
その他	
計	

氏
住
電

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに○を記入してください。

- 2つ以上に○が付けばOKです。
- これまで既に取り組んでいるものもカウントできます(その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大(「◎」)で記入)を含むようにしてください。

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」)

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	◎
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エト以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。

令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。
※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署)

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

肥料価格高騰対策事業



本事業に係る問い合わせ先：高知県農業振興部環境農業推進課
電話：(088)821-4545